

大沢遺跡 3号窯跡セクション

- 1 5 YR 7-1 灰白色
- 2 10 YR 2-1 黒色
- 3 10 YR 4-6 褐色
- 4 7.5 YR 4-6 褐色
- 5 10 YR 2-2 黒褐色
- 6 7.5 YR 3-3 暗褐色
- 7 10 YR 5-4 におい黄褐色

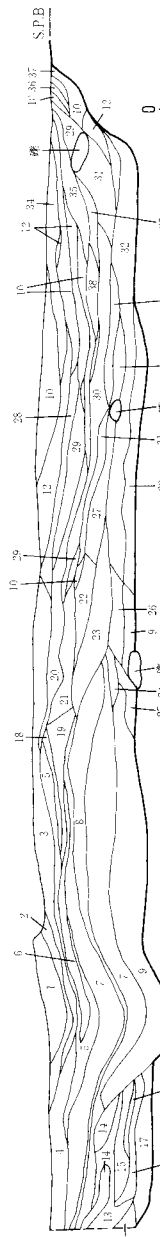
漆喰、1cm前後の小礫、カーボンを多量に含む。セメント状に堅くしまっている。カーボンを多量に含む。しまりなし。3mm大の小礫を多量に含む。粘性あり。焼土を若干含む。

2、3層赤混合し、赤色焼土をブロック状に含む。ややしまりにかける。

基本的には2層と同様だが、若干、焼土粒とローム粒が含まれる。しまりにかける。3層の粘質ロームに黒色土が陥床に流入する。焼土がやや多量に混入する。しまりあり。

1、3mm大の小礫を多量に含むローム層、埋め戻した層と思われる。若干の粘性を持ち、しまりあり。

No.37杭 No.38杭



7層の潤滑として粘土状に敷かた。土質を若干含む。しまりあり。小礫、焼土を多量に含む。セメント状に堅くしまっている。カーボンを多量に含む。しまりなし。3mm大の小礫を多量に含む。粘性あり。焼土を若干含む。

8 7.5 YR 4-3 褐色

9 10 YR 3-1 黒褐色

10 10 YR 6-3 におい黄褐色

11 10 YR 3-3 暗褐色

12 10 YR 7-1 黒色

13 10 YR 2-1 黒色

14 10 YR 4-6 褐色

15 7.5 YR 4-1 褐色

16 7.5 YR 2-2 暗褐色

17 10 YR 2-2 黒褐色

18 7.5 YR 3-3 暗褐色

19 7.5 YR 4-4 褐色

20 10 YR 3-6 暗褐色

21 10 YR 4-3 におい黄褐色

22 7.5 YR 3-4 暗褐色

23 10 R 3-6 暗褐色

24 10 R 3-6 暗褐色

25 10 YR 4-3 におい黄褐色

26 2.5 YR 4-4 におい赤褐色

27 10 YR 6-6 暗褐色

28 7.5 YR 4-3 暗褐色

29 2.5 YR 5-8 明褐色

30 7.5 YR 4-3 黒色

31 7.5 YR 3-4 暗褐色

32 2.5 Y 6-4 におい黄褐色

33 10 YR 3-4 暗褐色

34 2.5 YR 3-6 暗褐色

35 7.5 YR 3-3 暗褐色

36 10 Y 4-2 オリーブ灰

37 2.5 YR 4-6 赤褐色

38 7.5 YR 4-1 褐色

39 7.5 YR 5-8 明褐色

40 7.5 YR 4-3 褐色

41 10 YR 2-1 黒褐色

42 10 YR 6-6 明褐色

図14 平内町大沢遺跡3号窯跡平面・セクション図

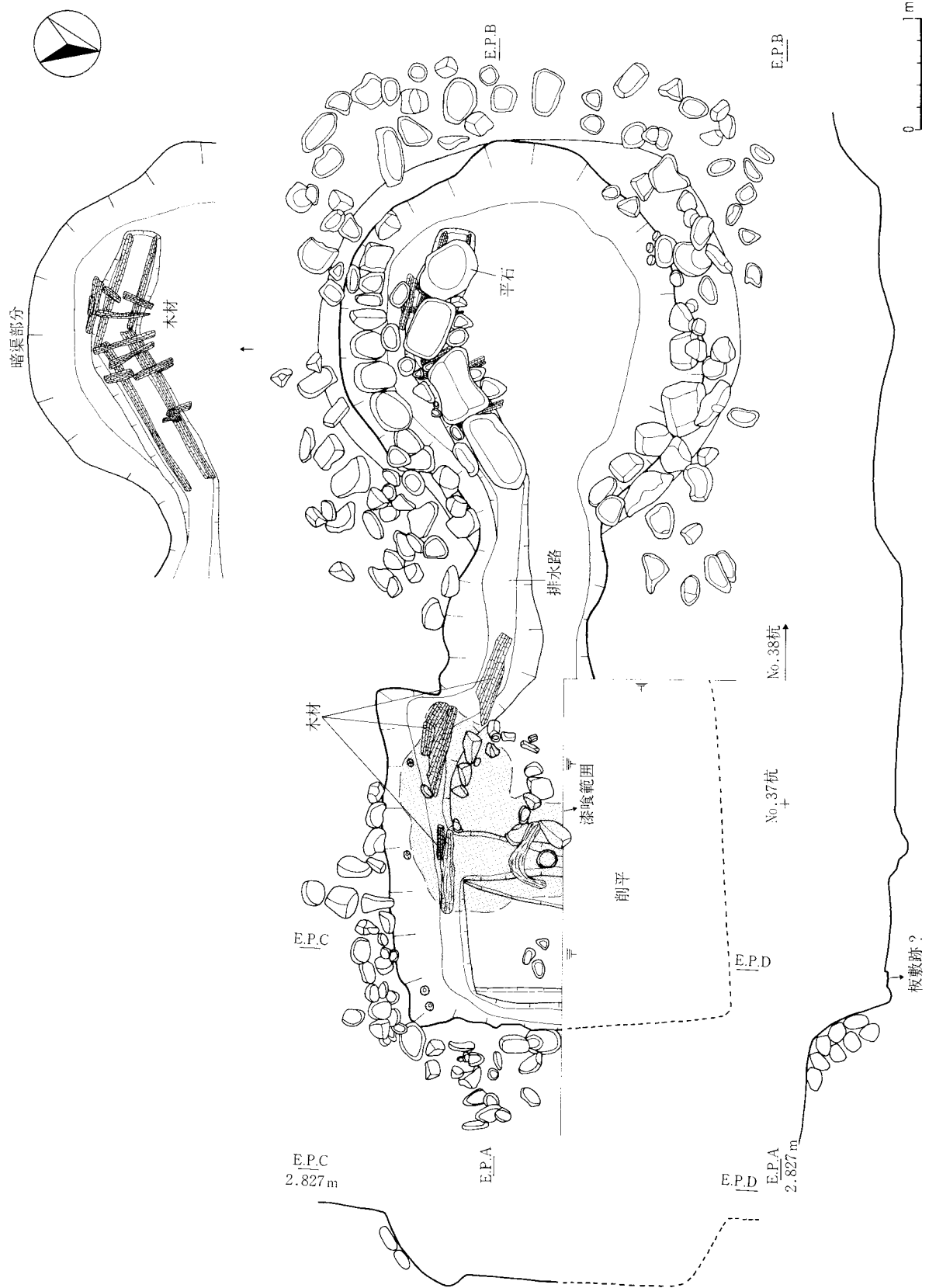


图15 平内町大沢遺跡3号窟跡完掘状況

窯部分では掘り込みの底部から立ち上がりまでで約1.5～1.7m、作業小屋で約1.1mの深さである。断面上では削平を受けた様子もなく良好な状態で確認されたといえるが、断面からは柱穴や煙道部分が確認できなかつたため、立体的な構造を復元するに至らなかつた。11基確認された窯跡は、いずれも砂礫層を掘り込み、芯材に円礫を用いずに漆喰だけを使って窯を構築している。

遺構の中からは遺物は検出されなかつたが、覆土中に火山灰と思われる層の堆積が見られたため、分析を依頼したが結果は火山灰ではなかつた（粘土であった）ため遺構の年代を結論づけることができなかつた。

3号窯跡（図14, 15）

道路センターラインNo37杭付近に位置する。11基確認された窯後の中で最も遺存状態の良好な遺構である。窯跡の構造としては、他の窯と同様に円礫を芯材に用いている。また、2号窯と同様に窯部分、作業場部分と考えられる堅穴が連続して掘り込まれて構築されている。長軸では窯部分が約4.1m、作業小屋部分が約3.5mである。短軸は窯部分が径約4mと2号窯跡について長大である。3号窯跡は最も遺存状態の良好な遺構であるが、遺構確認面が削平されているため煙道等の遺構の上部構造はやはり不明である。構築材としての漆喰は堅固でコンクリート状であり、一部は灰緑色を呈している。〈漆喰については、後出。〉

3号窯跡では、窯部分から作業場部分にかけて排水施設を構築していることが確認された。施設は排水溝を掘り込んだ後、平石と材木を用いた暗渠により窯部分から作業場へ排水するように構築されていた。排水施設は3号窯跡のみで確認された。3号窯跡からも遺物は検出されなかつたために遺構の時代決定には至らなかつた。

7号窯跡（図16）

道路センターラインNo43杭とNo44杭の中間付近に位置する。道路法面で半截された状況で確認された。窯跡の構造としては、他の窯と同様に円礫を芯材に用いて漆喰で塗り固めている点では同様であるが、他の遺構で見られる作業場部分と考えられる堅穴がなく、周囲から貼り床状の粘土範囲やピットが検出されている。周辺からは鉄製の鋤先や陶磁器片が検出されているが、出土状況からは遺構に伴うかどうか確認できない。窯跡の規模は長軸、短軸とも不明であるが窯部分の長軸は少なくとも4mを超える。

窯内部からは遺物の検出が見られず、他の窯跡と同様に時期決定に至らなかつた。

11号窯跡（図13）

道路センターラインNo43杭とNo44杭の中間付近、7号窯跡の北側に位置する。他の窯跡が東西方向に焚口を持っているのと異なり、窯の南側に焚口を持っている。

窯跡と同様に作業場と考えられる堅穴がなく貼り床状の粘土とピットが確認された。2号窯跡以外の他の窯が円礫を芯材に用いているのと異なり、11号窯跡に用いられている礫は加工されてレンガ状を呈している。また、正確な規模は不明であるが、窯部分の短軸は3m弱と小規模である。窯内部からの遺物の検出が見られないため時期の決定には至らないが、他の窯跡に比べても異質である。